

# こころ

神政連レポート

特集

## 「昭和から平成への御代替り」を回顧する

- ◆ 皇室の尊厳護持のために
- ◆ 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に関して
- ◆ 神政連国会議員懇談会総会・平成二十九年中央委員会を開催
- ◆ 憲法を読もうと番外編「国民投票の仕組み」
- ◆ 福岡県神道政治議員連盟発会式報告
- ◆ 神政連が取り組む課題



# 皇室の尊厳護持のために

畏くも天皇陛下には天機麗しくわたらせられ、折々の御祭祀、また日々の御公務をはじめ、戦歿者御慰霊、被災地への御見舞等、常に国家国民の上になぞがれます御慈愛に接し、恐懼感激に堪えません。



神道政治連盟副会長  
吉川 通泰

昨夏、御譲位につき大きく報道がなされ、国の内外に、大きな衝撃をもって伝えられ、天皇陛下には「象徴としてのお務めについてのおことば」として、ビデオ放映を通じて親しく国民にお考えをお述べになられました。

安倍総理は、憲法・歴史・皇室典範などの専門家に意見を求め、課題や問題点を整理し検討を行うためを考証し伝統を踏まえた国家の最重儀として、御代替りの諸儀式が厳粛に行われるよう政府に強く希望する次第です。

北朝鮮、中国と独裁国家の指導者の言行を見るにつけ、元日の四方拝・歳旦祭に始まる折々の御祭祀に「何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて」「国民を思い、国民のために祈る」との大御心のままに、ひたすら国家国民の幸福と世界の共存共栄の篤い祈りを捧げられる皇室を戴く有難さに、唯々皇位の長久をお祈り申し上げずにおられません。

またこの度、眞子内親王殿下には、御婚約が内定との御慶事が発表になりました。誠に慶賀の極みに存じ上げ心よりお慶び申し上げる次第です。

しかしながら、陛下をお支えになる女性皇族が御結婚により皇族を離れられ、やがて次世代の皇族は悠仁親王殿下御一方となられますことは、皇室国家の将来に大いなる危惧の念を抱かざるを得ません。

また御譲位は決定しましたが、皇位の安定的な

「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を開催しました。これを受け、有識者会議は十四回の会合を重ね、最終報告を取り纏め、政府はこの報告を参考に御譲位を実現する法案を国会に提出し、今上陛下の御一代に限る「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が今六月に可決成立し、三年のうちに御代替りが行われる見通しとなりました。

御譲位は第百十九代光格天皇以来、約二百年ぶりに行われ、初代神武天皇より第百二十五代今上陛下まで、一度の例外なく男系で継承されてきた皇統は、皇太子殿下に継承され、秋篠宮殿下が皇嗣となれることとなりました。

皇室国家の重儀である御即位の儀式はもとより、終身御在位を原則とする、明治以来の皇室典範に規定のない御譲位に関する諸儀式についても、先例に御譲位は第百十九代光格天皇以来、約二百年ぶりに行われ、初代神武天皇より第百二十五代今上陛下まで、一度の例外なく男系で継承されてきた皇統は、皇太子殿下に継承され、秋篠宮殿下が皇嗣となれることとなりました。

敗戦後の占領下、様々な我が国の弱体化政策が次々に進められる中、GHQの強い圧力により、止む無く御当主が皇位継承権を有する十一の宮家が皇族を離れました。

皇太子殿下が即位されると皇位継承者は御三方になられる現状に鑑み、皇室の藩屏たる旧皇族、宮家の皇籍復帰を含め、安定的な皇位の継承に資する諸制度、皇室典範をはじめ関係諸法規の十全な整備を目指し、国会や政府の動向を注視しつつ、「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ」との叡慮に副い奉り、世界に類のない万世一系の天皇を仰ぐ我が国の国柄、誇るべき長い伝統、皇位の男系継承を守るために、今後とも健全な世論の喚起に努力して参る所存です。

## 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に関して

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の制定を受け、本連盟は会長談話、神社本庁は基本的姿勢をそれぞれ表明致しました。今後、具体的な運動展開を行う場合には、この点を踏まえて御協力方お願い申し上げます。

### 神道政治連盟会長談話

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が成立、公布された。今後は天皇陛下の御譲位に向けての諸準備がなされるものと拝察されるが、御譲位からはじまる皇位継承に関する諸儀式が、皇室の長い伝統に則り、皇位の重みを尊重して、国の重儀として執り行はれるやう慎重に検討を重ねるべきである。

本特例法制定に関して何よりも問題視すべきは、衆参両議院の附帯決議に「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」と「女性宮家の創設等」の文言が検討課題として盛り込まれたことである。たしかに附帯決議に法的拘束力はないが、「女性宮家」の創設が優先して検討されるかのやうな報道がなされた。「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」については、法案審議の政府答弁にあるやうに、まづは「男系継承が古来例外なく維持されてきた」重みを踏まえて、皇室の安泰化に向けた方策の検討が望まれる。

他方、「女性宮家の創設等」については、宮家が、皇位継承

権を有する者を当主とする皇族御一家のことを意味してをり、宮家の創設には必ず皇位継承の問題が関はってくることから、皇位継承の課題と切り離されて記載されたものと推察する。

しかし、野田内閣当時、「女性宮家」について、「皇位継承の問題ではない」と明言してゐたにもかかわらず、同じ語が民進党の主張により「安定的な皇位継承」といふ文脈で盛り込まれたことは看過できない。過去と異なる主張を押し通した民進党の姿勢は言ふに及ばず、国会での十分な検討もなされず決議に盛り込まれたことは誠に遺憾である。このことを十分認識・留意しつつ、これからの議論を進めるべきである。

なほ、「女性宮家の創設等」については、女性皇族の御結婚によつて「皇室活動の安定性」が将来的な問題とされるのであれば、例へば御結婚後であっても、皇族身分であった者としてその後も皇室活動に協力することが出来る方途など検討すべきである。

以上

### 神社本庁の基本的姿勢

今般、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が制定、公布された。法には、「退位」の語が使用されてゐるが、古くは律令に規定されてゐるやうに、「讓位」といふ語が公式かつ歴史的に用ゐられてきた。その事実を踏まへ、「退位」ではなく「讓位」の語を用ゐることが適切である。此の度、法の施行によつて「讓位」が現実のものとなるに際し、左の通り神社本庁の基本的な姿勢を明らかにするものである。

一、皇位の継承は、皇嗣が踐祚され祖宗の神器を承ける皇室・国家の重儀であり、皇室典範第二十四条の定める「即位の礼」は、御代替に関する

伝統的な諸儀式のすべてを総称するものである。御代替に関する諸儀式については、皇室の伝統を踏まへ、かつ皇室制度上で最も整備された旧登極令等の規定に準拠することを第一に執行されるべきである。

二、長い歴史・伝統に由来する皇位の尊厳性に思ひを致し、即位礼、大嘗祭、大饗等、旧登極令に定められてゐる一連の皇位継承に関する諸儀式はもとより、旧登極令に定めのない「讓位」に関する儀式についても、皇室の先例を考証し、国家的重儀として執行されるべきである。

平成二十九年七月二十一日 神社本庁

会長談話・基本的姿勢は、各公式ウェブサイトでも公表しています。

# 「昭和から平成への御代替り」を回顧する

國學院大學名誉教授  
神道政治連盟政策委員

大原康男

まことに月並みな言いまわしだが、月日の経つのは早いもので、平成三十一年一月七日には昭和天皇三十年祭が斎行され、翌八日には平成に改元されて三十年という節目の日を迎えることになる。往時を回顧して感慨を新たにする人も少なくはあるまい。この機に昭和から平成への御代替りを振り返ってみることも意義あることと思われる。

周知のように、江戸時代以前は法的には必ずしも整備されていたわけではなかった御代替りの制度や儀礼が成文法によつて整えられたのは明治になってからのことである。明治二十二年に明治憲法とともに制定され、憲法と同等の効力を持つとされた皇室典範に基本的規定を置き、細則はその付属法規である各種の皇室令に規定された。

皇室典範は、これまで頻繁に行われてきた「讓位」を認めず、皇位継承の原因を「天皇崩御」に限定し

まず、「踐祚」という概念が明文で規定されていない。「踐祚」は、宝祚すなわち皇位を踐むという意味で、古くは踐祚と即位は同じことと考えられていたが、律令体制を導入した際、シナでは皇帝が即位後に即位したことを天下万民に公示する儀式を採り入れたために、とくに平安朝以降は踐祚と即位の礼が区別されるに至った。以来、踐祚は皇位の象徴とされる「三種の神器」を継承する簡素な儀式として、他方、即位の礼はシナ風の莊重華麗な儀式として伝えられてきたのである。

ここで問題なのは、「踐祚」という言葉が現典範に明文で規定されていないために、もはや踐祚そのものが存在しないという解釈が公法学で広く唱えられてきたことである。

しかし、典範制定の経緯を調べてみると、当時の政府は「文字こそ変わっているけれども、殆どそのまま今回の改正案にある」と明言している。すなわち、典範四条「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」の「即位」は踐祚の意味であり、同二十四条「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」の「即位

たので、御代替りの諸儀は大きく分けて五つになった。すなわち「踐祚」・「改元」・「御大喪」・「即位の礼」・「大嘗祭」であるが、まず、踐祚から御大喪までは、崩御されてからおおよそ五十日以内に行われ、一方、即位の礼と大嘗祭は一年間の諒闇（服喪期間）が明けた後に本格的な準備に入る。

すなわち、御代替りの諸儀は先帝に対する追慕・哀悼の念を捧げ、新帝の御代の長久・繁栄を願うという二つの思いが重なる中で、約二年間にわたって営まれる一連の儀式・祭典を謂うのである。

しかしながら、現憲法の下に制定された同名の新しい皇室典範は一介の法律に過ぎず、関係法規もごく限られており、中でも最も重要な皇位継承に関する規定は実に不十分なものであったため、平成度御代替りは大正・昭和の御代替りとは違って、必ずしも円滑に行われたわけではなかった。

の礼」は従来の意味であつて、それぞれ概念を異にしているということであり、平成の御代替りでも政府はこの答弁を踏襲した。

昭和六十四年一月七日に昭和天皇が崩御されるや、直ちに今上陛下が踐祚されたが、その中核をなす「劍璽渡御ノ儀」は「劍璽等承継の儀」と改められ、国事行為として行われた。野党はこのような位置づけは憲法の政教分離に違反すると批判したが、儀式は宮中三殿ではなく、宮殿内の松の間であり、新帝も参列者もすべて通常服を着用、同時に御璽・国璽の承継もなされているし、皇室祭祀に奉仕する掌典職の参与もない。これが宗教的儀式と言えるのだろうか。

次は改元であるが、現元号「平成」は、すでに十年前の昭和五十四年に制定されていた元号法に従って定められ、格別の問題は生じていない。ただ、現行法は「一、元号は、政令で定める。二、元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」とあるだけで、その選定に新帝がいかに関わられるのが依然として不明のままである。「平成」と決定され、翌八日に改元されるに際しては、事前に「御聴許」を戴いたと伝え

られているが、疑義を招かないためにもきちんとして手続きを明文で定めるべきであろう。

続いて齋行されるのが先帝の御大喪である。典範二十五条は「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う」と規定するにとどまり、いかなる方式で大喪の礼を行うかについての規定を全く欠いているために、それを二月二十四日に新宿御苑を齋場として営むに当たって、政府は旧典範下の皇室喪儀令に基づいて「国礼・国式」（広い意味での神式）による「皇室の行事」として「葬場殿の儀」を行い、続いて同じ場所で行われる無宗教式による「大喪の礼」を営むという二本建ての方式を採用したのである。

このような変則的な方法となったのは、「大喪の礼」イコール「葬場殿の儀」とすれば、これまた政教分離に抵触するとの批判を受けることにならないかと危惧したからであろうが、そのために、「葬場殿の儀」から「大喪の礼」に移る際に、鳥居と大真榊を撤去するという実に非礼な手法を弄したのである。

このような手のこんだ着想をしなくとも、戦後日本においても範とすべき先例がある。昭和二十六年六

その一人、プータンのワンチュク国王は「非常に深い感銘を受けた。古式ゆかしい伝統ある儀式の再現は、アジアの誇りといえよう。経済的にもっとも発展したこの国で、このような古い時代の儀式が保存され、現代的にアレンジされた形で式が挙行されたことは、一つの驚きである」とその感動を隠そうとしなかった。同様の感想を披瀝した人々はほかにも少なからずいる。

十日後の二十二日夜から二十三日の未明にかけて齋行された大嘗祭には、外国人の参列は無かったものの、木の香も新しい大嘗宮の柱が篝火に揺らめく中で、古式にのっとって厳肅に営まれた模様はテレビの映像を通して拝観できたので、多くの人は即位の礼とは異なる幽玄・霊妙な雰囲気堪能したのではなからうか。

こうして足掛け二年にわたった平成度御代替りの諸儀は概ねつつがなく終わった。私自身は政府の招きで御大喪と即位の礼に参列する機会を得て、一生に一度有るか無いかの貴重な体験をさせて戴いたことは真にありがたいことであった。

しかのみならず、法制上の不備を突くかのように、

月に行われた貞明皇后の大喪儀は皇室喪儀令のつとった準国葬で齋行され、いまだ占領下で神道指令が有効であった時期にもかかわらず、何ら問題とされなかったのだから、堂々と皇室喪儀令で「大喪の礼」それ自体を営めばよかったのだ。私自身は早くからこの事実を新聞やテレビで主張していたのだが…。

そして、最後が即位の礼と大嘗祭である。平成二年十一月十二日、即位の礼は旧典範下の登極令にはば準拠して行われ、中心となる即位礼正殿の儀は正殿松の間で莊重華麗に挙行された。束帯姿の男子皇族・十二単衣姿の女子皇族をはじめとする参列者が参進した後、黄櫨染御袍を召された天皇陛下、御唐衣・御五衣・御裳に身を包まれた皇后陛下がお出ましになり、天皇陛下は即位のことを内外に宣明するお言葉述べられたのである。

次いで海部首相が寿詞を申し上げ、それが終わるや数歩退いて「万歳」を三唱、参列者がこれに唱和した。平安朝の絵巻物さながらに繰り広げられた盛儀に、百五十八か国にも及ぶ海外の参列者は鮮烈な印象を受けたようである。

伝統に依拠する皇位継承に異議を唱える勢力の反対運動が活発化し、これを無視することはできなくなつて政府が採った苦肉の策がいわゆる「有識者」からの意見聴取である。私もその一人として依頼され、私見を開陳するという予想外の成り行きにいささか驚いたことを思い出す。

併せて、「皇室問題懇談会」（藤波孝生・村上正邦議員ら）と「国家基本問題同志会」（亀井静香・平沼赳夫議員ら）という二つの国会議員グループの勉強会に招かれて話をした機会に、首相官邸への働きかけを頼んだこともある。それらが、何がしかのお役に立ったとすれば、望外の喜びと言わねばなるまい。

しかし、これはこれで終わったわけではない。即位の礼・大嘗祭をめぐる政教訴訟が全国五都府県で相次いで提起され、提訴された自治体から訴訟対策の相談を受けたからである。政教問題一般についてはある程度の知識はあるにしても、訴訟に直接関わる経験はいたつて乏しいので、自信はなかったのだが、いはば御代替り奉賛のアフターケアとしてお手伝いした次第である（訴訟はことごとく原告敗訴）。

# 神政連国会議員懇談会総会・平成二十九年中央委員会を開催

自民党の国会議員らを中心に組織されている神道政治連盟国会議員懇談会(安倍晋三会長)では、去る六月十三日、東京のホテルニューオータニを会場に、総会並びに神政連役員らとの合同懇談会を開催し、国議懇会員をはじめ全国の地方議員連盟会員や神政連都道府県本部役員など、約四〇〇名が集まり意見交換を行いました。

総会は国議懇事務局長代理の城内実衆議院議員が司会を務め、会長代行の中曽根弘文参議院議員の開会挨拶に続き、打田文博神道政治連盟会長が挨拶し、皇室制度や憲法改正などについて、今後同会と連携を図っていく旨を述べました。

その後議事に移り、まず活動報告として、皇室の制度に関する勉強会が昨年十一月から七回に亘り開催されたことや、地方議連の設立状況と和歌山県議連が新設されることなどが報告されました。

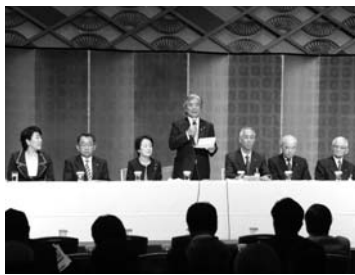
今後の活動計画については、勉強会の継続実施、各地です。また各地方においても二十九の自治体において地方議員連盟が設立されており、各都道府県の神政連本部や神社庁と連携し、それぞれ活動を展開しています。

翌日、神社本庁大講堂において、各都道府県の中央委員一五三名(代理含む)の出席のもと、平成二十九年中央委員会が開催されました。



中央委員会議事の様子

開会式では、打田会長の主催者挨拶に続き、来賓の田中恆清神社本庁総長、自由民主党副総裁高村正彦衆議院議員、神道政治連盟国会議員懇談会事務局長代理城内実衆議院議員より、それぞれ祝辞を戴きました。高村副総裁は、昨年の参院選への謝意を表するとともに、国民が誇りを持てる国作りに繋がる憲法改正



中曽根弘文会長代行による挨拶

の神社参拝や研修会の開催、青年神職との交流会などの企画が示され、異議なく了承されました。

総会終了後の合同懇談会では、田中恆清神社本庁総長の挨拶に続き、国議懇顧問を務める伊吹文明衆議院議員の発声で乾杯。歓談中には、公務の合間を縫って出席した自民党総裁の安倍晋三会長より挨拶があり、「日本の歴史にとっても大切な時期を迎える。神政連の皆様こそ御協力をお願い申し上げます」と述べました。

尚、神道政治連盟国会議員懇談会では、平成二十九年八月十日現在、衆議院議員二一九名、参議院議員八二名、計三二二名の国会議員が会員として活躍していま

連の活動に尽力した二〇名の会員と島根県本部出雲市議会議員連盟に表彰状・感謝状がそれぞれ贈呈されました。

議事では、平成二十八年度事業報告、二十七年一般会計歳入歳出決算、同特別会計収支計算書、二十九年活動方針・事業計画案、同一般会計歳入歳出予算案、補欠常任委員の選出が審議、承認されました。

平成二十九年度の活動方針は、男系男子孫による皇位継承と皇室活動の安定的な維持に資する諸制度の整備、本連盟内に新設された「憲法改正推進委員会」を中心とした改憲運動の推進、伝統的な家族観や道徳意識に立脚した諸制度の整備などが盛り込まれました。

事業計画では、陛下のおことばに関わる事柄が皇室の歴史の教訓や伝統の継承を踏まえ、慎重な議論がなされるよう働きかけてゆくこと、憲法改正実現に向けて友好団体等と連携し組織的な国民運動を推進して、国民投票を目標に過半数の形成を図ることなどが示されました。

また、昨年八月に逝去された服部貞弘常任顧問に対して黙祷が捧げられました。

(※肩書は当時のものです)

前号(二〇二号)でご紹介しましたが、憲法改正は国会議員総員の三分の二以上の賛成をもって発議され、その後国民投票で過半数の賛成を得ることで成立します。現在、自民党内では改正項目の絞り込みに向けた議論が活発に行われており、今後国会で発議されれば、初めて憲法改正の国民投票が実施されることとなります。来るべき時に備え、今回は国会発議後の国民投票の仕組みについてご紹介致します。

※「日本国憲法の改正手続に関する法律」については「国投法」と表記しています。



### 国民投票の期日の決定

国民投票の期日は、国会が憲法改正を発議した日から起算して、六〇日以後一八〇日以内(国投法二条の二)において、国会の議決した期日に行われます。尚、決定された期日は官報で告示されます(国投法二条の三)。

### 憲法改正に関する広報周知

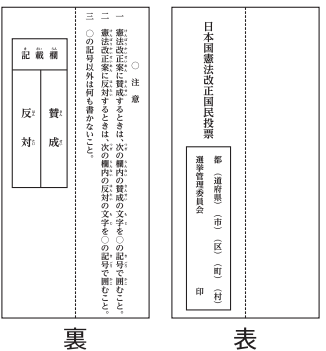
憲法改正案の国民に対する広報を行うため、国会では

### 国民投票運動の実施

国民一人ひとりが委縮することなく、自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要であるとの考えから、公務員を含み国民投票運動及び憲法改正に関する意見表明をすることは原則自由としています(国投法一〇〇条の二)。ただし、公務員等・教育者の地位利用による運動、組織的多数買収等、悪質なもの(国投法一〇三条、一〇九条)、また国民投票の投票事務関係者や特定公務員(裁判官、検察官、警察官等)の在職中の国民投票運動は禁止されています(国投法二〇二条、二〇二条)。

### 投票

投票権は、国民投票の期日現在で年齢満十八歳以上の日本国民が有するとされています(国投法三条)。ただし、平成三十年六月二十日までの国民投票においては、年齢満二十歳以上の日本国民が投票権を有することになります(国投法附則(平成二十六年六月二十日法律第七五号))。投票方法は、投票用紙に記載された賛成



「国民投票広報協議会」(以降「協議会」とする)が設置されます(国会法二〇二条の二)。

協議会は国民投票公報(※二)の原稿作成や、憲法改正案のラジオ放送又はテレビ放送、新聞広告等の広報に関する事務を行います(国投法第四条)。広報活動には協議会自らが行う広報のほか、協議会を通じて行う各政党による意見広告等がありますが、これらの広報に対しては、賛成反対にかかわらず、その放送や広告の回数等が同等となるようにしなければなりません(※二)(国投法一〇六条、一〇七条)。尚、期日前投票が開始される二週間前から投票期日までの間は、協議会が行う広告放送を除き、国民投票運動のためのラジオ・テレビの広告放送が制限されます(国投法一〇五条)。

※一 国民投票公報とは、憲法改正案及びその要旨等、参考となるべき事項に関する分かりやすい説明、憲法改正案に対する賛成・反対意見を掲載したもので、投票人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、国民投票の期日前一〇日までに配布されます(国投法一八条)。

※二 規制対象となるのは、協議会を通じて行う広報(政党の意見広告等)であり、国民投票運動として個別の団体が行う広報は回数等の規制はありません。

または反対の文字を「〇(丸印)」で囲み投票します(国投法五条七条)。尚、憲法改正案は内容において関連する事項ごとに提案され改正案ごとに一人一票与えられます(国投法四七条)。

### 開票

開票時において、①所定の用紙を用いないもの、②丸印以外の事項を記載したもの、③自書しないもの、④賛成、反対ともに丸印を記載したもの、⑤何れに丸印を記載したか確認し難いもの、については無効票となります(国投法八二条)。ただし、国民の意思をできるだけ汲み取るため、〇印の記入ではなくとも「反対」の文字を×印、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は「賛成」の票として、「賛成」の文字を×印、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は「反対」の票として、開票管理者の決定により、有効としなければならないとしています(国投法八一条)。



憲法は「国のかたち」を示す最高法規であり、重要であるからこそ最終的な判断が主権者である国民に委ねられています。憲法改正が現実味を帯びてきたいまこそ、私たち一人ひとりが憲法改正について考え行動していくことが大切ではないでしょうか。

# 福岡県神道政治議員連盟発会式報告

神道政治連盟  
福岡県本部幹事長

久富真人

平成二十九年五月三十日  
(火)、福岡リーセントホテル  
において、福岡県議会議員三  
十九名・神職百三十七名の  
出席を得て、福岡県神道政  
治議員連盟の発会式が開催  
されました。



神政連福岡竹間会長の挨拶に続き、福岡県神道政治

議員連盟の全会員(自民党県議団四十三名・緑風会県議団七名、合計五十名)の紹介がありました。次に、自民党福岡県議団原口劍生会長が、発起人代表挨拶を行い、設立趣意書・会則を採択致しました。

- 更に活動方針として、
- ① 皇室の尊厳護持運動
  - ② 自主憲法制定運動
  - ③ 国家主権と領土を巡る諸問題への対応

- ④ 教育の正常化と正しい歴史観を後世に伝える運動
  - ⑤ 靖國神社公式参拝・国家護持運動
  - ⑥ 時局に依りて取り組む対策
  - ⑦ 国旗掲揚・国歌斉唱の推進運動
- を、連携して取り組んで行くことが確認され、引き続き懇親会が行われました。

尚、後日開催された議員連盟会議により、福岡県神道政治議員連盟会長に加地邦雄県議会議員が、幹事長に阿部弘樹県議会議員がそれぞれ就任することに決定致しました(加地氏は日本会議九州地区県議団の会長であり、阿部氏は神職でもあります)。

神政連福岡では、福岡県選出の自民党国会議員と県連事務局長を合わせた十四名と、毎年情報交換会を開催しており、今後は、県議団五十名との交流会も開催して行く予定です。自民党国会議員・福岡県神道政治議員連盟、そして神政連福岡が連携を密にしながら時局問題に取り組んで参る所存です。

## 神政連が取り組む課題 最近の動向

### 憲法



自民党憲法改正推進本部では、来年の通常国会での発議をめざすべく、自衛隊の憲法への明記、緊急事態条項、高等教育を含む教育無償化、参院選の合区解消を中心に、改憲案のとりまとめに向けた議論が続けられています。

本連盟では、自衛隊を憲法に明記することの必要性を周知するべく、新たに啓発チラシを作成し配布しています。

### 靖國神社



終戦記念日の八月十五日、安倍首相は私費で玉串料を奉納しましたが参拝はしませんでした。閣僚も支持率低下を受けて実施した内閣改造直後ということもあつてか、第二次安倍政権発足以降では初めて全閣僚が参拝を見送りました。一方、「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会」では、一六一名(含代理九八名)の国会議員が参拝しました。

### 歴史認識



神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられつつある今、この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。

韓国の文在寅大統領は、日本統治時代に朝鮮半島から動員された「徴用工」の日本企業に対する個人請求権は消滅していないとする見解を示しました。元徴用工の問題は昭和四十年の日韓請求権協定により既に解決済みとしてきた韓国政府の従来の立場を覆す重大な発言です。韓国国内では日本の企業に賠償を求める訴訟が相次いで起こされています。

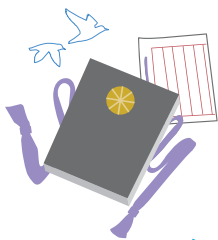
### 教育



初めて行われた小学校道徳の教科書採択で、特定の政治的思想を持つ複数の団体が「教育出版」の教科書に対する不採択運動を展開していた旨報が報じられました。

一方、NHKは九月、中学校歴史教科書で唯一、慰安婦の記述がある「学び舎」教科書の採択をめぐり、抗議葉書が届いたことを「圧力」と報じましたが、教育出版教科書の問題については、社名を伏せて批判が寄せられていることを取り上げたものの、不採択運動の対象とされたことには殆ど触れないといった偏局的な報道も見られました。





# 憲法改正運動

## 啓発チラシの御案内

自民党内では現在、自衛隊の憲法明記など、具体的な改憲項目として四項目を掲げ、憲法改正に向けた議論が展開されています。国民の生活を守るため、日夜任務にあたっている自衛隊に対するいわれなき非難をなくし、名誉を守るためにも、自衛隊の存在を憲法に明記すべきと考えます。

本連盟内に設置の「憲法改正推進委員会」では、この度、自衛隊の憲法明記にかかる啓発チラシ(A4・両面カラー刷り)を作成しました。

憲法改正にかかる国民投票を視野に入れ、各地区・各県における世論の喚起と理解を深めるためにご活用下さい。

**私たちが自衛隊を憲法に明記することに賛成します。**

**自衛隊はいつも私たちを守ってくれています**

今日、災害救助など自衛隊は24時間365日、厳しい訓練に堪え日本の平和と国民の安全を守るための任務にあたっています。自衛隊の勇敢な姿に、国民の信頼は年々高まっています。しかし、現行憲法には自衛隊の存在が明記されていないことから、自衛隊は憲法とすると主張やいわれなき非難はまもなく存在します。私たちを守っている自衛隊に対し「憲法だが、いざという時は命を張って守ってくれ」ということはあまりにも無責任な話です。自衛隊への非難をなくし、命がけで任務にあたる自衛隊員の名誉を守るためにも、その存在を憲法に明記することは必要でしょう。

**自衛隊こそ「平和と安全の要」です**

現在、北朝鮮のミサイル発射など、わが国への脅威は確実に高まっています。これら脅威に備え、わが国には自衛隊がありますが、自衛隊は「軍事費削減の努力」しか行なっておりません。そうした状況の中で、国防の要として日夜わが国の防衛に当たっています。また各地で発生する自然災害の派遣で、被災者の救助、被災地の復旧に活躍した姿は多くの国民に支持されているものの自衛隊の地位は高まっています。ますます「平和と安全の要」として自衛隊の存在を憲法に明記することは必要でしょう。

自衛隊の存在を憲法に明記することは必要でしょう。

**自衛隊の存在を憲法に明記**

**賛成？ 反対？**

現行憲法では、自衛隊は、明記されておらず、「憲法違反」の存在といわれています。

自衛隊の存在を憲法に明記

ご希望の方は中央本部へお問い合わせ下さい。尚、神政連のホームページにも掲載しております。

